

南相馬訴訟第16回期日（2018（平成30）年12月5日）の報告

弁護士 日向野 濯

1 期日の概要

2018（平成30）年12月5日、福島地方裁判所いわき支部において、南相馬訴訟の第16回口頭弁論期日が開かれました。午前9時30分から南相馬市の前市長である桜井勝延さんの証人尋問が実施され、午後1時20分から地域代表原告2名の本人尋問が行なわれました。

特に、桜井前市長が証人として証言するということが、報道機関5社が傍聴したほか、原告も含めて多くの方が傍聴しており、注目度の高さが伺えました。

東電側も、桜井前市長の反対尋問の時間として主尋問と同じ75分を要求し、証拠も多数準備し、4人がかりで反対尋問を行なうなど、異例の態勢で臨んでいました。また、原告本人尋問についても、事細かな反対尋問を行なうなど、激しい攻防が行なわれました。

2 桜井前市長の証人尋問

(1) 桜井前市長の尋問は、大木弁護士と木南弁護士が担当しました。

桜井前市長はまず、2011（平成23）年3月12日の福島第一原発1号機の爆発後、東電、国、福島県からの情報提供はなく、テレビのテロップで本件事故の発生を知ったことや、3号機の爆発後、東電や国、福島県からの援助もない中で、福島第一原発から20km近傍の避難所にいた約1500名の市民の避難誘導に当たったこと、3月15日には20km以上30km圏内に屋内退避指示が出され、バリケードが築かれて物資が全く入らなくなり、約1万人の市民が棄民状態に追い込まれたことを証言しました。

続けて、3月16日に当時の新潟県の泉田県知事から避難者を受け入れるとの申し出があったことや、災害時相互援助協定を締結していた自治体も支援してくれたこと、市民の避難誘導に当たっていた職員も様々な苦勞をしていたこと等を証言しました。

桜井前市長が涙をこぼしたのは、畜産農家が、自分たちが精一杯育ててきた家畜を殺処分しなければならなかったり、残された家畜が柱をかじりながら死んでいたり、家畜同士で共食いをするなどの悲惨な状況を語ったときです。桜井前市長もかつて酪農を営んでおり、感情が溢れるのを堪えきれなかったようです。

そのほか、病院や介護施設に入所していた市民も避難させられ、そのよう

な市民も含め、最終的に508人という全国一の災害関連死者を出したことも証言しました。

- (2) そして、本件訴訟で重要な争点となっている南相馬市の復興状況について、復興はまだまだの状態であると証言しました。

桜井前市長は、そのように判断する最大の理由として、人口の減少をあげました。生産年齢人口が激減しており、高齢化率が上昇していること、生産年齢人口の中でも、特に女性の人数が減っていること、それは、放射線による健康被害への不安から、市外、県外に避難したまま子育てをしているためであることを指摘しました。その結果として、医療や介護を担う看護師、介護士、スーパーやコンビニ等のパートタイマー、保育士が不足していると述べました。

また、南相馬市の面積の多くを占める森林や川、湖沼や地権者の同意を得られない場所については除染は実施されておらず、除染が実施された場所でもフォローアップ除染が必要となるなど、除染が十分でないこと、中間貯蔵施設への搬入が計画通りに進んでおらず、除染廃棄物が仮置場に予定(3年)を超えて置かれ続けていることも指摘しました。

さらに、医療環境が原発事故前の水準に戻っていないこと、原町区内の小学校、中学校の生徒数が減少したままで、学校機能が回復していないこと、観光業が原発事故前の状況に戻っていないこと、風評被害等により農業、漁業が回復しないこと、有害鳥獣が住民の帰還の妨げとなっていること、そして、市民は安全の確保と一刻も早い廃炉を願っているにもかかわらず、2013(平成25)年の3号機の瓦礫撤去作業に伴う放射性物質の飛散によって、実証栽培した米から100ベクレルを超える放射性物質が検出されたことが示すように、廃炉作業の安全性に懸念があり、しかも、スケジュールが次々と延期されていることへの不満があることを指摘しました。

- (3) 最後に、桜井前市長は南相馬市が復興したと主張する東電に対し、市民に代わって怒りを表明したいと述べました。

3 原告Oさん

- (1) Oさんの尋問は浅木弁護士と大木弁護士が担当しました。

Oさんは大甕下地区の地域代表原告として、本件事故前の大甕下地区のコミュニティの様子と本件事故によりコミュニティが受けた影響について証言し、自身の避難生活とその後の生活状況について語りました。

- (2) 大甕下地区には本件事故前には82戸の家があり、多くが農家で、荘でない住民も家庭菜園をもって農作物を生産し、お裾分けをしあって、コミュニケーションをはかっていたそうです。

地域の組織として、自治会である大甕下行政区とその下部組織である班、いわゆる老人会である福寿会、婦人会、若妻会、甚六会、子供会、青年団、消防団、水利組合などがあり、住民達がみなこれらの組織に参加して活動していたことを述べました。

行事としては、日祭神社の例大祭や勝軍地蔵尊の祭典、栃木県鹿沼市にある古峰原神社に代表が行ってお札をもらい配布する古峰原講、旧大甕村の11集落合同で行なわれる盆踊り、同様に1000人以上が参加する運動会や同じく1000人以上の人出のあった文化祭があったことを語りました。

さらに、豊かな水田や魚の捕れる川、海、山菜やキノコが豊富に採れる山林など、豊かな自然環境の存在していたそうです。

- (3) Oさんは本件事故当時は特別養護老人ホームの施設長をしており、施設の利用者と職員で230人が受け入れを表明してくれた横浜の施設に避難したことや、横浜の施設からさらに10の都道府県に二次避難を余儀なくされたこと、二度の避難の過程で容態が悪化して亡くなった利用者が出たことの辛さについて述べていました。

Oさん自身は、2011（平成23）年3月23日に施設の二次避難が終わってから南相馬市の自宅に戻り、すぐに福島市内にアパートを借りて、そこに家族を呼び、ようやく家族みんなが再会できたそうです。南相馬市の自宅は11部屋ある広々とした家だったのに対し、アパートは2部屋とダイニングしかなかったため、狭苦しく、酒量が増え、二度脳梗塞を発症するなど、健康を害したことも述べました。Oさんだけでなく、Oさんのお母さんも認知症が悪化し、要介護度が急速に上がっていったそうです。

Oさんは現在も老人介護施設の運営に携わっていますが、職員の確保がままならず、入所希望の待機者数が膨れ上がり、厳しい状況が続いているとのことでした。

Oさんの自宅は20km圏内にあったため、いつ戻れるか分からなかったことから2015（平成27）年に解体し、避難指示が解除されてから自宅を建て直したそうです。もともと、跡を継ぐはずだった子どもたちは南相馬の現状から家を継ぐことを諦めたため、以前よりもずっと小規模な夫婦で暮らせる程度の家にしたそうです。

- (4) 本件事故により大甕下地区のコミュニティが受けた影響についても説明がありました。

避難中の死亡者や転出者、帰還しても子どもとその両親は避難先に留まる世帯があったりと、コミュニティの構成員が減少してしまったそうです。それにより、婦人会や子供会が消滅し、その他の組織は継続していても活

動の規模を縮小せざるをえなかったりと、大きな影響が出ていて、各行事も再開できなかったり、参加者が激減したりと、以前の状態とは程遠いそうです。

放射能の影響で山林での山菜やキノコ採り、川や海での釣りもできず、野菜も作っても喜ばれないことから作らなくなり、かつての地域コミュニティは失われたままであることが詳細に語られていました。

4 原告Sさん

- (1) Sさんの尋問は坂本弁護士と佐々木弁護士が担当しました。

Sさんは江井地区の地域代表原告として、本件事故前の江井地区のコミュニティの様子と本件事故によりコミュニティが受けた影響について証言し、ご自身の避難生活とその後の生活状況について語りました。

- (2) 江井地区には本件事故前にはSさんが南相馬市役所に確認したところでは、65世帯221人の住民が生活していたそうです。

地域の組織として、自治会である行政区とその下部組織である班、老人会、婦人会、若妻会、子供会、青年団、消防団、農事組合、氏子などがあり、住民達がみなこれらの組織に参加して活動していたことを述べました。

江井地区には綿津見神社、初発神社、牛頭天王尊神社という3つの神社があり、綿津見神社では神楽が奉納されるなどしていたそうです。

行事としては、班対抗の運動会や親子会の海水浴、花見、演芸（神楽、宝材踊り、田植踊り、手踊り等）があったとのことでした。

さらに、山菜やキノコが豊富に採れる山林など、豊かな自然環境の存在についても語りました。

- (3) 江井地区は福島第一原発から20km圏内にあり、全体が警戒区域とされました。2016（平成28）年7月12日に避難指示が解除されましたが、2018（平成30）年12月現在で、81人しか帰還していないとのことでした。帰還者のうち、小学生は一人、中学生も二人しかおらず将来を担う子どもたちがほとんど帰還していません。帰還しない住民は皆子どもへの放射能の影響を恐れ、避難先で家を建てて生活しているそうです。

班の下部組織も崩壊し、ただ行政連絡を伝えるだけで、老人会、婦人会、若妻会、青年団、子供会はどれも活動しておらず、消防団も団員がなく、可搬式ポンプを動かす最低人数の5人も確保できていない現状の説明がありました。集落センターや綿津見神社は掃除をしていた老人会が復活しないため、落ち葉だらけになっているそうです。神社の例祭も、来年から簡素化され、綿津見神社でまとめて行なわれる予定だそうです。

畑の荒廃も進み、水利組合は機能しておらず、農家の人は皆、放射能の

影響で耕作意欲を無くしてしまったとのことでした。Sさんはこのままでは江井の部落がなくなってしまうと、危機感を募らせていました。

- (4) 尋問では、コミュニティの変容に加え、Sさんの過酷な避難についても語られました。

Sさんは、狭いスペースしか割り当てられず、プライバシーが全く守られない4箇所もの避難所への繰り返しの避難を経て、2011（平成23）年7月8日からは壁が薄く、知り合いもほとんどいない仮設住宅で生活を始め、2016（平成28）年7月12日の避難指示解除までの約5年間もの避難生活を続けたとのことでした。自宅は雑草が生い茂り、ネズミが住み着くなど、酷い荒れ様になってしまっていたそうです。

- (5) 最後にSさんは裁判官に対して、原発は安全だと言って東電は見学会を開催したりしていたにもかかわらず、本件事故により5年もの長期にわたって避難生活を余儀なくされたことの不合理性や、本件事故前に原発や放射能の危険性を説明しなかったことへの疑問を感じていることを述べ、無念さを滲ませていました。

5 今後について

今回は2019（平成31）年2月13日午前10時から口頭弁論期日が予定されており、地域代表原告3名の尋問が行なわれます。弁護団としても過酷な避難生活の実態と、本件事故による故郷の喪失・変容を訴えるべく、充実した尋問が行えるよう入念に準備したいと考えております。また、多くの方に尋問を傍聴していただき、原告と弁護団の後押しをしていただけますよう、お願い申し上げます。

以上